

西伊敷小学校いじめ防止対策基本方針

西伊敷小学校

1 いじめ防止に関する考え方

(1) 基本理念

いじめは、全ての児童に関する問題である。いじめの防止等の対策は、全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを旨として行われなければならない。

また、全ての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないよう、いじめの防止等の対策は、いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにすることを旨としなければならない。

加えて、いじめの防止等の対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、保護者、地域住民、市教育委員会及びその他の関係機関との連携の下、いじめの問題の克服に向け、ここに西伊敷小学校いじめ防止基本方針を定める。

(2) いじめの定義

ア 「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍している当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様例としては、次のようなものがある。

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間外れ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、たたかれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる

イ いじめに対する教職員の基本姿勢

個々の行為がいじめに当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童に立つこと。たとはいじめられたとしても、本人がそれを否定する場合があることを踏まえ、当該児童の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認すること。

いじめに対する教員の基本姿勢としては、次のようなことが考えられる。

- ・ いじめは誰にでも、どこの学校でも起こりうるものである
- ・ いじめは人権侵害であり、人としてけして許される行為ではない
- ・ いじめは大人がきづきにくいところで行われることが多く、発見しにくい
- ・ いじめはいじめられる側にも問題があるといった見方は間違っている
- ・ いじめはその行為の態様により、暴行、恐喝、強要等の刑罰法規に抵触する
- ・ いじめは教職員の児童観や指導の在り方が問われる問題である
- ・ いじめは家庭教育の在り方に大きな関わりを持っている
- ・ いじめは学校、家庭、地域社会等全ての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって取り組むべき課題である。

(3) いじめ防止のための組織

ア 名称 「生徒指導対策委員会」

(4月・6月・9月・11月・3月に実施)

イ 構成員 校長，教頭，生徒指導主任，各学年主任，養護教諭

※ 必要に応じて，外部専門家（スクールカウンセラーや弁護士，医師，警察官経験者，学校評議員等）の参加を要請する。

ウ 役割

- (ア) 学校いじめ防止基本方針の策定
- (イ) いじめの未然防止
- (ウ) いじめの対応
- (エ) 教職員の資質向上のための校内研修
- (オ) 年間計画の企画と実施
- (カ) 年間計画進捗状況のチェック
- (キ) 各取組の有効性の検証
- (ク) 学校いじめ防止基本方針の見直し
- (ケ) 緊急対応

(4) 年間計画

	児童関係	職員関係	保護者・地域との連携
4月	いじめ問題を考える週間 1年生を迎える会 学校生活アンケート	児童との教育相談(通年) 生徒指導事例研修 生徒指導対策委員会	P T A 総会 「学校いじめ基本方針」の説明
5月	ニコニコ月間(いじめ防止啓発強調月間) 学校生活アンケート	生徒指導対策委員会	
6月	校内人権集会・児童総会 学校楽しいーと	生徒指導対策委員会	教育相談月間 学校評議員会
7月	学校生活アンケート	学校評価アンケート	授業参観・学級 P T A
8月		生徒指導事例研修	あいご大会
9月	いじめ問題を考える週間 学校生活アンケート	生徒指導対策委員会	
10月	学校生活アンケート		教育相談月間 学校評議員会
11月	校内人権週間 学校楽しいーと	心の教育の日(道徳授業) 生徒指導対策委員会	心の教育の日(道徳授業) 学校評価アンケート 授業参観・学級 P T A
12月	校内人権集会 学校生活アンケート	学校評価アンケート	
1月	いじめ問題を考える週間 学校生活アンケート		
2月	学校生活アンケート		学校評議員会 授業参観・学級 P T A (下学年)
3月	6年生を送る会 学校生活アンケート	生徒指導対策委員会	授業参観・学級 P T A (上学年)

2 いじめ防止等に関する措置

(1) いじめの未然防止

- ア 児童同士の関わりを大切にし、互いに認め合い、共に成長していく学級づくりを推進する。
- イ 児童の活動や努力を認め、自己肯定感を育む授業づくりに努める。
- ウ 全教育活動を通して、道徳教育・人権教育の充実を図るとともに、体験活動を推進し、命の大切さ、相手を思いやる心の醸成を図る。
- エ 情報モラル教育を推進し、児童がネットの正しい利用とマナーについての理解を深め、ネットいじめの加害者、被害者とならないよう継続的に指導する。

児童保護者への啓発	職員の研修	わかる授業の展開	その他
〈児童〉 ・全校朝会での講話 ・学年集会での講話 〈保護者〉 ・学校だより ・学年週報 ・ホームページ	〈研修のポイント〉 ・教職員の不適切な発言の防止 ・学校全体での暴言の排除 ・いじめを誘発する要因の根絶	・児童一人一人に「自己存在感」を持たせる授業の実践	・自発性を高める視点での学級活動 ・いのちの授業

(2) 早期発見

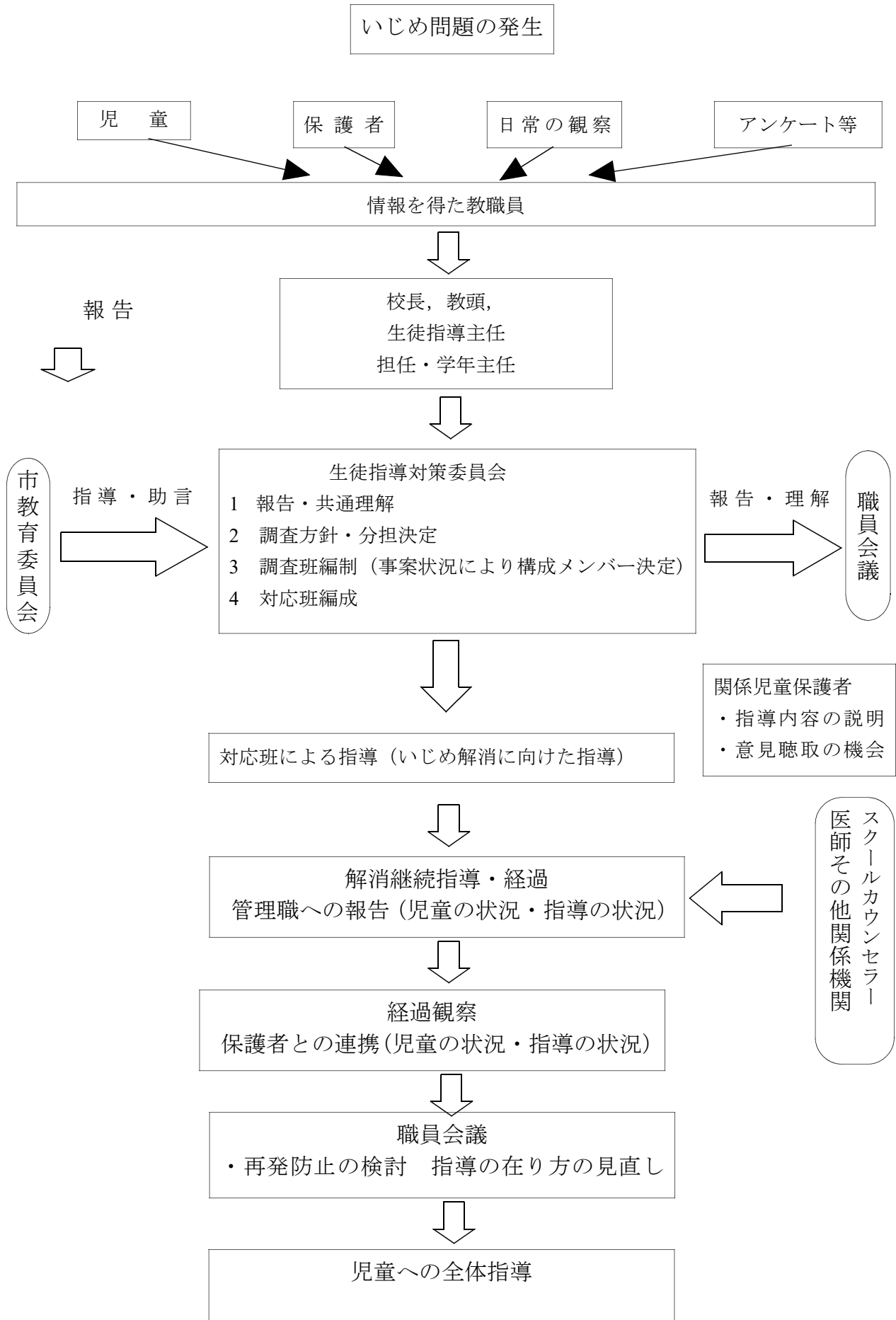
- ア アンケートに基づく教育相談を定期的を実施し、児童のサインを見逃さないように努める。
- イ 教師と児童との温かい人間関係づくりや、保護者との信頼関係づくりに努め、いじめ等について相談しやすい環境を整える。
- ウ いじめ相談電話等、外部の相談機関を紹介し、児童が相談しやすい環境を整える。

早期発見のための6項目	担当	具体的な取組
○アンケートの定期的な実施による情報の収集・共有	生徒指導係	・「学校生活アンケート」等の毎月の実施
○県作成の「いじめ対策必携」の活用	管理職 生徒指導係	・生徒指導校内研修での読み合わせと確認（学期初め、夏季休業中 等）
○定期的な教育相談による児童の状況の把握と情報の共有	教育相談係	・児童との教育相談（適宜） ・保護者との教育相談
○スクールカウンセラーや臨床心理相談員等の保護者への周知及びその活用	生徒指導係	・スクールカウンセラーや相談機関の案内文の配付と周知
○管理職をはじめ、全職員による校内巡視等の実施	管理職 全職員	・朝、昼休み時間、放課後の校内巡視
○学校の取組の発信及び情報の収集・共有	管理職 生徒指導係	・学校だより・PTAの会合 等 ・地域からの情報収集

(3) 早期対応

- ア いじめの発見・通報を受けたら「生徒指導対策委員会」を中心に組織的に対応する。
- イ 被害児童を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害児童には教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラーやソーシャルワーカー等の専門家や、警察署、児童相談所等の関係機関との連携のもとで取り組む。
- オ いじめが起きた集団へのはたらきかけを行い、いじめを見過ごさない、生み出さない集団づくりを行う。
- カ ネット上のいじめへの対応については、必要に応じて警察署や法務局等とも連携して行う。

(4) いじめ問題が起こった場合の対応



実態把握の観点	指導・支援の基本姿勢	被害者への支援 加害者への指導
<p>当事者，関係児童，目撃した児童から事情を聴取し記録を取る。</p> <p>関係教職員，スクールカウンセラーとの情報の共有化を図り，事実を正確に把握する。</p> <p>表面的な事象にのみとらわれず，原因の根幹を探り出すようにする。</p>	<p>対策委員会を招集する。</p> <p>全職員による共通理解及び，いじめに対する意識の向上を図る。</p> <p>職員の役割分担をする。</p> <p>関係機関との連携を図る。</p> <p>保護者と連携し，被害者児童を確実に保護する。</p>	<p>【被害者への支援】</p> <p>温もりのある対応を心がけ，全力で守ることを約束し，心の安定を図る。</p> <p>いじめの内容や辛い思いをに聞き，安心感をもたせる。</p> <p>学級集団にとけ込みやすい雰囲気づくりや活躍の場づくりを支援する。</p> <p>【加害者への指導】</p> <p>毅然とした態度でいじめを即刻やめさせる。</p> <p>いじめは絶対に許されないことであることを丁寧に教諭す。</p>

3 重大事態への対処

(1) 重大事態の意味

- 生命心身又は財産に重大な被害が生じた場合（法第28条第1項第1号に係る事態）
 - ・ 児童生徒が時差通を企画した場合
 - ・ 身体に重大な障害を負った場合
 - ・ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ・ 精神症の疾患を発症した場合

- 相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている場合（法第28条第1項第2号に係る事態）

不登校の定義を踏まえ，年間30日を目安とする。ただし，児童生徒が一定期間，連続して欠席しているような場合は，上記目安にかかわらず，学校の設置者又は学校の判断により，迅速に調査に着手することが必要である。

※ 児童や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときは，重大事態が発生したもとして報告・調査等に当たる。

(2) 重大事態への対応

- ア 重大事態が生じた場合は，速やかに鹿児島市教育委員会に報告し，「組織的対応マニュアル」に基づいて対応する。
- イ 学校において事実に関する調査を実施する場合は，「生徒指導対策委員会」を開催し，事案に応じて適切な外部専門家を要請するなどして対応する。
- ウ 調査結果については，被害児童，保護者に対して適切に情報を提供する。

4 取組についての検証・改善

- (1) 西伊敷小学校いじめ防止基本方針をはじめとするいじめ防止の取組については，PDC Aサイクルで見直し，実効性のある取組となるように努める。
- (2) いじめに関する項目を盛り込んだ教職員による取組評価及び保護者への学校評価アンケートを実施し，いじめ・不登校対策員会でいじめに関する取組の検証を行う。